

「外部評価」ではなく、利用者・市民の意見を聞くべきです！

高齢者・障がい者の生きる希望

「外部事業評価」は中止すべき

さくらカードの削減は許されません

国の事業仕分けの熊本市版 「外部事業評価」は中止すべき

幸山市長はさくらカード事業など 12 事業（下表参照）を「外部評価会議」に掛け、来年度以降の予算編成の参考にすることを表明しました。議会にも、なぜこれらの事業が見直しの対象として選定されたのか一切説明がありません。本来、「事業評価」は、関係者をはじめ市民の意見を聞くことが大前提です。一方的に見直す項目を選定し、市職員の説明も含め、2 日間、わずか 1 時間ごとの審議で結論を導き出す予定です。「外部評価会議」は、市民参加を謳った「自治基本条例」の精神にも反する手法ではないでしょうか。

問題点① なぜ「さくらカード」が見直しの対象か？

見直しが必要な事業に「さくらカード」などがあげられました。なぜ、市民に喜ばれている事業が対象となったのかも説明されていません。

問題点② 1 事業あたり説明 20 分。審議 40 分の時間割。

1 事業あたりにかける審議時間は説明も合わせわずか 1 時間。短時間で、いったい何が評価できるのでしょうか？関係者や分野ごとの専門家などからの声を聞き、市民参加で、時間をかけて、評価を行うべきではないでしょうか。

問題点③ 出発は「行財政改革」。採算面での判断が重視される

「外部評価」の出発点は、更なる「行財政改革」を進めることです。これでは、採算性が重視される一方で、市民サービスの削減につながりかねません。

【控え室から】

なでしこジャパンのもう一つの感動

なすまどか

世界一に輝いたサッカー日本女子代表のなでしこジャパンが注目されています。ワールドカップ決勝のアメリ力戦は、私も早起きをして、テレビの向こうの選手たちに声援を送りました。手に汗握るPK戦。優勝を決める最後のPKが決まった瞬間、選手たちが抱き合い、喜ぶ姿に元気をもらいました。

しかしこの時、優勝を喜びあう日本の輪とは違う方向に歩き始めた選手がいます。同点ゴールを決め、延長戦の澤選手のゴールをアシストした宮間選手です。宮間選手は、アメリカ選手の側に向かって歩き始め、激戦を終えた相手を称えました。サッカーに限らずスポーツは己の技術や精神を磨き、そして同じように練習を重ねた相手と勝敗を決します。人の心を引き付けるシーン、そして感動が生まれるのも、素晴らしい相手があつてのことです。相手に敬意を表する姿勢を最後まで見せた宮間選手の姿に、世界一にふさわしいスポーツマンシップを見ることができました。優勝とはまた違う感動を与えてくれた選手たちに感謝しています。

さて、熊本のプロサッカーチーム「ロアッソ熊本」も、現在、全国のチームと熱戦を繰り広げています。生の観戦は迫力も感動もテレビとは違います。スタジアムに足を運び、力いっぱい応援したいと思います。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町 1-1 議会棟 3 階

NO. 762

2011 年 7 月 31 日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

所沢市議会に学ぶ市民参加・連携を重視した「議会改革」

熊本市議会活性化特別委員会は、7月19日所沢市議会を視察しました。「議会基本条例」制定について、副議長と市議会議員からの説明を受け、質疑・意見交換を行いました。日本共産党から益田牧子議員が参加しました。

所沢市議会基本条例は、前文で、「議会及び議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会諸活動への市民の参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない」と目的を明記しています。

条例の制定過程においても、公聴会の開催、パブリックコメント、ミニシンポジウムなど市民との直接的な意見交換を実施しています。熊本市議会でも「市民参加」「議会の自由闊達な論議」など学ぶべき点が多くありました。

請願・陳情の取扱に雲泥の差

所沢市議会では、請願・陳情を市民からの政策提案として位置づけ、議会活動への市民参加機会として重視しています。市民が発言する説明席も用意されています。請願者を「参考人」として要請し、意見交換をしたケースもあったそうです。趣旨説明は、議事録にも掲載されています。

熊本市議会では、請願・陳情の趣旨説明は希望者には、認められています。しかし、委員長から「簡潔にお願いします」と言い渡され、市民は、立ったままの説明でモニターにも放映されず、議事録にも掲載されません。請願・陳情の取扱では、雲泥の差があり、改善は、急務と実感しました。

所沢市議会基本条例の主な内容（2009年3月制定）

- * 議会報告会:議会全体として、審議の内容や過程を説明、市民からの意見などを聴取し、市政に反映させる。
- * 「パブリックコメント」の実施:市政に関する基本的な政策に当たっては、市民が意見を提出する機会として活用。
- * 一問一答方式:議員から市長等に対する議案質疑および一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため活用できる
- * 反問権:市長などに、議長や委員長の許可により、質問した議員にその論点整理のために、逆質問できる。
- * 議員間の自由討議:議案審議等の場合、議員間で、自由闊達な論議を行うよう努め、審議や論議を尽くす。
- * 議会への情報提供:政策の提案者である市長等は、政策提案に至った経緯・理由、他の自治体との類似政策の比較検討などの情報を提供
- * 議員研修の充実強化:議員の資質向上のため、議員研修を充実強化
- * 付属機関の設置:審査、諮問、調査のため必要がある場合、別に条例で定めて設置。

熊本市議会でも「対面方式」で一般質問を！

所沢市議会では、一般質問も毎議会可能(質問・答弁併せて1時間)です。3月議会では、36名中26名の議員が質問を予定していました。(震災支援で実質は15名が質問)また、福井市議会を参考に、最前列中央に演台設置し、一問一答方式を採用しています。

一方、熊本市議会では、90分の質問時間がありますが、議員1人・年1回と制約があります。また、本会議では、中央の演台から議員に向かい、一般質問や質疑、討論を行っています。昨年からはいった予算決算委員会では、演台をおき、対面方式での質疑を行っています。ぜひ、本会議の一般質問・質疑でも一問一答の対面方式を実現したいものです。